まいばら空き家・空き地バンク事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市内の空き家および空き地の有効活用により、米原市への移住定住を促進し、 地域の活性化を図ることを目的に実施する、まいばら空き家・空き地バンク事業に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)空き家 市内に存在する建物のうち、住宅または店舗の営業等を目的として建築し、現に使用しておらず、または近く使用しなくなる予定のものをいう。
 - (2) 空き地 市内に存在する土地のうち、住宅を建築することができ、現に使用しておらず、または近く使用しなくなる予定のものをいう。
 - (3) 所有者 市内の空き家および空き地(以下「空き家等」という。)に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売買または賃貸等を行うことができる者をいう。
 - (4) 利用希望者 市内での定住、定期的な滞在または事業活動等(以下「定住等」という。)を目的に、 空き家等の購入または賃貸を希望する者をいう。
 - (5) バンク 空き家等の売却または賃貸等を希望する所有者から申込みを受けた空き家等に関する情報を、利用希望者に対して提供する仕組みをいう。

(空き家等の登録等)

- 第3条 バンクに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者は、まいばら空き家対策研究会(以下「研究会」という。)に、空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)および空き家・空き地調査票(様式第2号)を提出して申し込まなければならない。
- 2 研究会は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適当であると認め たときは、バンクに登録するものとする。
- 3 研究会は、前項の規定によりバンクに登録した事項(以下「所有者登録事項」という。)のうち必要な 事項をホームページ等に掲載し、利用希望者の閲覧に供するものとする。ただし、所有者が別段の意思 表示をしたときは、この限りでない。

(所有者登録事項の変更または取消しの報告)

第4条 バンクに情報を登録した所有者(以下「空き家等登録者」という。)は、所有者登録事項に変更が あったとき、または登録の取消しを希望するときは、研究会にその旨を速やかに申し出なければならな い。

(空き家等台帳の登録抹消)

- 第5条 研究会は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等台帳の登録を抹消するものとする。
 - (1) 空き家等登録者から前条の申し出があったとき。
 - (2) 登録に関して不正や偽り等が判明したとき。
 - (3) 空き家等の登録後、利活用の利用希望がなく2年間経過した空き家等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、研究会が登録を抹消する必要があると認めたとき。

(空き家等の管理)

- 第6条 空き家等登録者は、登録期間中、登録した空き家等を適正かつ良好に管理しなければならない。 (利用希望者の要件)
- 第7条 利用希望者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 空き家等に定住等し、自治会等に加入しながら地域住民と協調して生活できる者であること。
 - (2) 空き家等を利用することにより、地域の秩序を乱し、または善良な風俗を害することがないこと。

- (3) 税金や公共料金・自治会費等に滞納がないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) に定める暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は、利用希望者の対象としない。

(利用者の登録申込み)

- 第8条 バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家・空き地バンク利用申込書 (様式第3号) および移住・住み替え希望者申込書 (様式第4号) を研究会に提出して申し込むものとする。
- 2 研究会は、前項の申込みがあったときは、その内容等を確認し、前条の要件を満たしていると認めた ときは、空き家・空き地利用希望相談リスト(以下「利用希望者リスト」という。)に登録するものとす る。

(情報の提供)

第9条 研究会は、利用希望者リストに登録された利用希望者(不動産関係事業者を含む。)に対して所有者登録事項を提供するものとする。この場合において、提供する情報は、あらかじめ空き家等登録者が提供を承認した事項の範囲内とする。

(登録事項の変更または取消しの報告)

第 10 条 利用希望者は、利用希望者リストに登録した事項に変更があったとき、または登録の取消しを 希望するときは、研究会にその旨を速やかに申し出なければならない。

(利用希望者リストの登録抹消)

- 第 11 条 研究会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者リストの登録を抹消するものと する。
 - (1) 利用希望者から前条の申し出があったとき。
 - (2) 第7条に定める要件を欠くものと認められるとき。
 - (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、研究会が登録を抹消する必要があると認めたとき。

(空き家等登録者と利用希望者の交渉等)

- 第12条 研究会は、空き家等の売買または賃貸に関する交渉および契約行為(以下「交渉等」という。)に 関しては、直接これに関与しないものとする。
- 2 交渉等に関する一切の係争等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 研究会は、個人情報保護の重要性を認識し、情報の取扱いには細心の注意を払うものとする。
- 2 空き家等登録者および利用希望者は、バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 個人情報を他に漏らし、または不当な目的のために取得、収集、作成および利用しないこと。
 - (2) 個人情報をき損および滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報の複写または複製をしないこと。
- (4) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講じること。 (その他)
- 第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- この要領は、令和2年7月1日から施行する。
- この要領は、令和3年7月26日から施行する。